

# 護岸用コンクリート ブロックの製作管理基準

建関技調第 61 号

平成 8 年 6 月 27 日制定

# 護岸用コンクリートブロック の製作管理基準

## 1. 適用範囲

この基準は、関東地方建設局管内の河川工事に使用する護岸用コンクリートブロック（以下「コンクリートブロック」という。）の製作に適用する。

## 2. コンクリートの配合

コンクリートブロックの製作に使用するコンクリートは、下記に定める品質を満足し、常に工程が安定するよう、材料、機械設備、器具等を管理しなければならない。

粗骨材の最大寸法	水セメント比	空気量	圧縮強度	単位容積重量
40mm 以下	55% 以下	4 ± 1%	180kgf / cm <sup>2</sup> 以上 ( 17.7N / mm <sup>2</sup> )	2,250kg / m <sup>3</sup> 以上

空気量については、即時脱型用のコンクリートを除く。

## 3. 品質管理基準及び規格値

コンクリートブロックの製作に関する試験項目は、下記のとおりとする。又、製作上使用するコンクリートの管理図、配合表等は、監督職員が請求した場合は、提出しなければならない。

種別	試験項目	試験方法、測定項目	規格値	試験基準、測定基準	
工場	骨材の粒度	JIS A 1102		必要に応じて	
	細骨材の表面水量	JIS A 1111		午前・午後各 1 回	
	骨材の安定性	JIS A 1122		産地の変わる都度	
	スランプ	JIS A 1101		午前・午後各 1 回	
	空気量	JIS A 1128			
	場	圧縮強度	JIS A 1108	180kgf / cm <sup>2</sup> 以上 ( 17.7N / mm <sup>2</sup> )	1 回 3 本 / 日
単位容積重量		JIS A 1116	2,250kg / m <sup>3</sup> 以上	1 回 3 本 / 日 ( 圧縮強度試験用供試体を用いて求めてもよい)	
施工	外観		目視	1 による	全数行なう。
	圧縮強度		参考資料による	180kgf / cm <sup>2</sup> 以上 ( 17.7N / mm <sup>2</sup> )	同種のコンクリートブロック 1,000 個又は、その端数を 1 組とし、1 組について任意に 3 個を抜き取り測定し、2 個以上適合しなければならない。又、1 個だけ適合の場合は、不適合のコンクリートブロックを除き、その組から更に任意の 6 組を抜き取り測定し、全数適合すればよい。
	単位容積重量			2,250kg / m <sup>3</sup> 以上	
	形状寸法	間知ブロック	面	+ 5mm - 3mm	
			控	+ 10mm - 5mm	
	平ブロック	面	+ 5mm - 3mm		
		厚	± 5mm		
	連節ブロック	面	+ 5mm - 3mm		
		厚	+ 10mm - 5mm		

1 外観は、その質が密で、有害なきずがなく、上面は平で外観がよくなければならない。

#### 4 . 表 示

コンクリートブロックには、裏面又は適当な箇所に次の事項を明記しなければならない。

- (1) 製造工場名又は略号
- (2) 製造年月日

#### 5 . そ の 他

JIS 規格指定工場において JIS 規格製品又はこれに準じて製作した製品（平ブロック、連節ブロック等）の品質管理基準及び規格値については、監督職員の承諾をえてミルシートに代えることができる。

## シュミットハンマーによる コンクリートブロックの圧縮強度の算出

シュミットハンマーを用いてコンクリートブロックの反発硬度を測定し、圧縮強度を算出する。又、監督職員より指示があった場合は、コアによる圧縮強度試験も行わなければならない。

なお、シュミットハンマーによる反発硬度の測定は、下記の要領で行う。

### (1) 反発硬度の測定箇所

測定面は、型枠に接していた面で、質が均一でモルタルでおおわれた平滑な平面部を選定する。

### (2) 反発硬度の測定

反発硬度の測定に使用するコンクリートブロックは、24時間水中に浸漬し、測定開始直前に水中から取り出し、水をふき取り直ちに測定する。

測定面は測定に先立ち十分に清掃する。

コンクリートブロックは、測定に影響のないように確実に固定する。

シュミットハンマーの打撃方向は、常に測定面に直角とし、徐々に力を加えて打撃をおこさせ測定する。

測定箇所は、コンクリートブロックの縁端から3cm以上入ったところで、互いに3cm以上の間隔をもった12点について測定し、この測定値の最大と最小の測定値を除く、10点の測定値の算術平均を反発硬度とする。

ただし、明らかに異状と認められる測定値又は、その偏差が平均値の約20%以下になる測定値があれば、この測定値を除き、これに代わるものを測定することができる。